

議案第97号

佐野市公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

佐野市公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めます。

令和元年12月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(佐野市職員定数条例の一部改正)

第1条 佐野市職員定数条例（平成17年佐野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年佐野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の表下水道維持管理手当の項を削る。

(佐野市特別会計条例の一部改正)

第3条 佐野市特別会計条例（平成17年佐野市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

(佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例の一部改正)

第4条 佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例（平成17年佐野市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に、「この場合において、事業区域」を「これ」に改める。

第4条中「市長」を「管理者」に、「この場合において、賦課対象区域」を「これ」に改める。

第5条第2項中「市長」を「管理者」に、「及び」を「、」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則」を「管理規程」に改める。

(佐野市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 佐野市農業集落排水処理施設条例（平成17年佐野市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第3条の表佐野市佐野西部地区水処理センターの項を削る。

第4条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条、第7条及び第8条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「市は」を「管理者は」に改め、同条第2項中「佐野市水道事業会計規程」を「佐野市水道事業及び下水道事業会計規程」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に、「ではない」を「でない」に改める。

第10条第1項、第11条及び第13条中「市長」を「管理者」に改める。

(佐野市下水道条例の一部改正)

第6条 佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号、第2条の2第1項第1号ウ及びオ、第2号ア並びに第3号イ並びに第2条の3第6号中「規則」を「管理規程」に改める。

第4条第3号中「規則」を「管理規程」に改め、同条第4号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条及び第7条第1項中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条の2第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項第1号中「エまで」を「オまで」に改める。

第7条の3第1項中「市長」を「管理者」に改め、同項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条の3第1項第4号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第7条の3第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条の5第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則」を「管理規程」に改める。

第7条の6中「規則」を「管理規程」に改める。

第7条の7中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条の8第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「市長」を「管理者」に、「市の職員」を「管理者」に改め、同条第2項中「前項の検査をする職員は、同項」を「管理者は、前項」に、「規則」を「管理規程」に改める。

第12条及び第13条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第16条第1項中「市は」を「管理者は」に改め、同条第2項中「あたっては、佐野市水道事業会計規程」を「当たっては、佐野市水道事業及び下水道事業会計規程」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に、「ではない」を「でない」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第2項第1号ただし書及び第2号中「市長」を「管理者」に改め、同項第3号中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第18条、第19条第1項及び第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第23条第1項中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改

め、同条第2項中「市は」を「管理者は」に改める。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(権利譲渡等の禁止)

第23条の3 第21条の規定による行為の許可及び第23条の規定による占用の許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は貸与してはならない。

第24条中「市長」を「管理者」に改める。

第25条第1項中「市は」を「管理者は」に改める。

第26条第1項中「市長」を「管理者」に改め、「規則で定める」を削る。

第27条中「市長」を「管理者」に改める。

第28条中「規則」を「管理規程」に改める。

(佐野市下水道使用料等審議会条例の廃止)

第7条 佐野市下水道使用料等審議会条例（平成17年佐野市条例第202号）は、廃止する。

(佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第8条 佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年佐野市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項、第9条、第10条第1項並びに第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則」を「管理規程」に改める。

(佐野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 佐野市水道事業の設置等に関する条例（平成17年佐野市条例第216号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「佐野市水道事業」の次に「及び佐野市下水道事業」を加える。

第2条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条中「水道事業」を「佐野市水道事業（以下「水道事業」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 都市及び農業集落の健全な発達及び公共用水域の水質の保全に資するため、佐野市下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下「下水道事業」という。)を設置する。

第2条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第3条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域 別表に定める区域
- (2) 給水人口 118,300人
- (3) 1日最大給水量 53,100立方メートル

3 下水道事業の排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業
 - ア 排水区域 佐野市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域
 - イ 排水人口 80,456人
 - ウ 1日最大処理能力 56,200立方メートル
- (2) 農業集落排水事業
 - ア 排水区域 佐野市農業集落排水処理施設条例(平成17年佐野市条例第179号)第3条に規定する処理区域
 - イ 排水人口 1,660人
 - ウ 1日最大処理能力 547立方メートル

第3条第4項を削る。

第4条の見出しを「(管理者及び組織)」に改め、同条第1項中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業の管

理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第5条から第7条まで並びに第8条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

(佐野市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 佐野市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年佐野市条例第217号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条中「水道事業企業職員」を「佐野市水道事業及び佐野市下水道事業に従事する企業職員（以下「企業職員」という。）」に改める。

第2条第1項中「佐野市水道事業企業職員」を「企業職員」に、「要する者」を「要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

第16条中「佐野市水道事業企業職員」を「企業職員」に改める。

第18条中「水道管理規程」を「管理規程」に改める。

(佐野市水道料金審議会条例の一部改正)

第11条 佐野市水道料金審議会条例（平成17年佐野市条例第218号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐野市水道料金及び下水道使用料等審議会条例

第1条中「水道料金等」の次に「並びに佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）に基づく下水道使用料及び佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年佐野市条例第203号）に基づく受益者負担金」を加え、「佐野市水道料金審議会」を「佐野市水道料金及び下水道使用料等審議会」に改める。

第4条第1項ただし書中「ただし、」の次に「委員の委嘱後」を加え、同条に次の1項を加える。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(佐野市水道事業給水条例の一部改正)

第12条 佐野市水道事業給水条例（平成17年佐野市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第2条中「佐野市水道事業の設置等に関する条例」を「佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

第3条中「本市水道事業管理者（以下「管理者」という）」を「水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。ただし、第14条第2項を除く）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(佐野市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、第3条の規定による改正前の佐野市特別会計条例第3条第3号に掲げる佐野市公共下水道事業特別会計及び同条第4号に掲げる佐野市農業集落排水事業特別会計の令和元年度における歳入歳出差引残額及びそれぞれに所属する権利義務は、佐野市下水道事業会計に帰属するものとする。

3 前項の規定により佐野市下水道事業会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、佐野市下水道事業会計の歳入及び歳出とする。

(佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、第4条の規定による改正前の佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(佐野市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際、第6条の規定による改正前の佐野市下水道条例によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際、第8条の規定による改正前の佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例によりなされた処分、手続その他の行為は、改

正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(佐野市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際、第12条の規定による改正前の佐野市水道事業給水条例によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

理 由

公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

佐野市職員定数条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく水道事業に従事する職員 51人</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく水道事業及び下水道事業に従事する職員 51人</p> <p>2・3 (略)</p>

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行			改 正 案		
<p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。</p>			<p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。</p>		
区分	適用職務	支給額	区分	適用職務	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
下水道維持管理手当	公共下水道等の維持管理作業	日額 300円			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

佐野市特別会計条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>佐野市自家用有償バス条例を廃止する条例(令和元年議案第96号)による改正後</p> <p>(特別会計の種類)</p> <p>第3条 特別会計の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 佐野市公共下水道事業特別会計</u></p> <p><u>(4) 佐野市農業集落排水事業特別会計</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p>	<p>(特別会計の種類)</p> <p>第3条 特別会計の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p>

佐野市農業集落排水施設受益者分担金条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

現 行	改 正 案
<p>(事業区域)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、あらかじめ、農業集落排水事業により汚水排水の処理を行おうとする区域（以下「事業区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。<u>この場合において、事業区域</u>を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(賦課対象区域)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、当該事業区域に係る分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。<u>この場合において、賦課対象区域</u>を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(事業費の分担金の額等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、分担金を徴収しようとするときは、分担金の予定額<u>及び徴収の時</u></p>	<p>(事業区域)</p> <p>第3条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、あらかじめ、農業集落排水事業により汚水排水の処理を行おうとする区域（以下「事業区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。<u>これを変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>(賦課対象区域)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、当該事業区域に係る分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。<u>これを変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>(事業費の分担金の額等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>管理者</u>は、分担金を徴収しようとするときは、分担金の予定額<u>、徴収の時</u></p>

期等必要な事項を公告しなければならない。

3 市長は、知事が認可した事業計画の受益者数に達するまで、前項の公告日以後新たに受益者となった者からも第1項に規定する分担金を徴収するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

期等必要な事項を公告しなければならない。

3 管理者は、知事が認可した事業計画の受益者数に達するまで、前項の公告日以後新たに受益者となった者からも第1項に規定する分担金を徴収するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

佐野市農業集落排水処理施設条例の改正案 新旧対照表

(第5条関係)

現 行			改 正 案		
(名称、位置及び処理区域)			(名称、位置及び処理区域)		
第3条 処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。			第3条 処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
<u>佐野市佐野西部地区水処理センター</u>	<u>佐野市上羽田町247番地</u>	<u>免鳥町、村上町、上羽田町及び下羽田町の一部</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(供用開始の公告)			(供用開始の公告)		
第4条 <u>市長</u> は、処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、排水処理区域、処理施設の名称及び位置を公告しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも、同様とする。			第4条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> （以下「 <u>管理者</u> 」という。）は、処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、排水処理区域、処理施設の名称及び位置を公告しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも、同様とする。		
(排水設備の内径等)			(排水設備の内径等)		

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする場合は、市長が特別の理由があると認めるときを除き、次に定めるところによらなければならない。

(1)・(2) (略)

(使用の届出)

第7条 処理区域に居住する者で処理施設を使用するもの（以下「使用者」という。）は、使用の開始、休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(使用料の算定方法)

第8条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

3 (略)

(使用料の徴収)

第9条 市は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の徴収に当たっては、佐野市水道事業会計規程（平成17年佐野市水道管理規程第11号）及び佐野市水道事業給水条例（平成17年佐野市条例第219号）に規定する水道料金の徴収方法の例による。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

(使用料等の督促)

第10条 市長は、この条例の規定により徴収する使用料その他の収入（以下

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする場合は、管理者が特別の理由があると認めるときを除き、次に定めるところによらなければならない。

(1)・(2) (略)

(使用の届出)

第7条 処理区域に居住する者で処理施設を使用するもの（以下「使用者」という。）は、使用の開始、休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(使用料の算定方法)

第8条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

3 (略)

(使用料の徴収)

第9条 管理者は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の徴収に当たっては、佐野市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年佐野市水道管理規程第11号）及び佐野市水道事業給水条例（平成17年佐野市条例第219号）に規定する水道料金の徴収方法の例による。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

(使用料等の督促)

第10条 管理者は、この条例の規定により徴収する使用料その他の収入（以下

<p>「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行して督促する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例で定める使用料等、督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行して督促する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例で定める使用料等、督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>
---	---

佐野市下水道条例の改正案 新旧対照表

(第6条関係)

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水施設(これを補完する施設を含む。次号において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第3号において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとすること。</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>管理規程</u>で定める。</p> <p>第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水施設(これを補完する施設を含む。次号において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第3号において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとすること。</p> <p>ア・イ (略)</p>

ウ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

エ （略）

オ 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(2) 前号に定めるもののほか、排水施設の構造の基準は、次のとおりとすること。

ア 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

イ～オ （略）

(3) 第1号に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。イにおいて同じ。）の構造の基準は、次のとおりとすること。

ア （略）

イ 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

2 （略）

第2条の3 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) （略）

(6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が

ウ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理規程で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

エ （略）

オ 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理規程で定める措置が講ぜられていること。

(2) 前号に定めるもののほか、排水施設の構造の基準は、次のとおりとすること。

ア 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

イ～オ （略）

(3) 第1号に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。イにおいて同じ。）の構造の基準は、次のとおりとすること。

ア （略）

イ 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理規程で定める措置が講ぜられていること。

2 （略）

第2条の3 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) （略）

(6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が

生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。

(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(表略)

(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(表略)

(排水設備等の計画の確認)

生じないよう管理規程で定める措置を講ずること。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理規程の定めるものによること。

(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(表略)

(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(表略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設備及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（代理人及び代表者）

第6条 排水設備等の所有者が市内に居住しないときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 排水設備等を共有し、又は共用する者は、この条例に定める事項を処理させるために、代表者を定め、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（排水設備指定工事店の指定）

第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2・3 （略）

（指定の申請）

第7条の2 （略）

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設備及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

（代理人及び代表者）

第6条 排水設備等の所有者が市内に居住しないときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、管理規程で定めるところにより管理者に届け出なければならない。

2 排水設備等を共有し、又は共用する者は、この条例に定める事項を処理させるために、代表者を定め、管理規程で定めるところにより管理者に届け出なければならない。

（排水設備指定工事店の指定）

第7条 排水設備等の新設等の工事（管理規程で定める軽微な工事を除く。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2・3 （略）

（指定の申請）

第7条の2 （略）

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請

書を市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)～(5) (略)

(指定の基準)

第7条の3 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ・ウ (略)

エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市長は、第7条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置を採る。

(指定工事店証)

第7条の5 市長は、指定工事店として指定をした者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 (略)

3 指定工事店は、第7条の8第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の

書を管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)～(5) (略)

(指定の基準)

第7条の3 管理者は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ・ウ (略)

エ 精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 管理者は、第7条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置を採る。

(指定工事店証)

第7条の5 管理者は、指定工事店として指定をした者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 (略)

3 指定工事店は、第7条の8第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項

規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条の6 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

(変更の届出等)

第7条の7 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第7条の8 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の指定を取り消し、又は一定期間を定めて指定を停止することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところによ

の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、管理規程で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条の6 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び管理規程の定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

(変更の届出等)

第7条の7 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理規程で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第7条の8 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の指定を取り消し、又は一定期間を定めて指定を停止することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理規程で定めるところにより、検査済証を

り、検査済証を交付するものとする。

(水質管理責任者制度)

第12条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(除害施設の設置等の届出)

第13条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

第14条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 (略)

(使用料の徴収)

第16条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料(消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下同じ。)を徴収する。

2 使用料の徴収にあたっては、佐野市水道事業会計規程(平成17年佐野市水

交付するものとする。

(水質管理責任者制度)

第12条 除害施設又は特定施設を設置した者は、管理規程で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(除害施設の設置等の届出)

第13条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

第14条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 (略)

(使用料の徴収)

第16条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料(消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下同じ。)を徴収する。

2 使用料の徴収に当たっては、佐野市水道事業及び下水道事業会計規程(平

道管理規程第11号)及び佐野市水道事業給水条例(平成17年佐野市条例第219号)に規定する水道料金の徴収方法の例による。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要があると認めたとときに行う。

(使用料の算定方法)

第17条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 事業所で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 (略)

成17年佐野市水道管理規程第11号)及び佐野市水道事業給水条例(平成17年佐野市条例第219号)に規定する水道料金の徴収方法の例による。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要があると認めたとときに行う。

(使用料の算定方法)

第17条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 事業所で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理規程で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 (略)

(資料の提出)

第18条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(区域外下水の放流)

第19条 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域又は処理区域外の下水を、公共下水道に排除させることができる。

2 (略)

(改善命令)

第20条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(占用)

第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1)～(7) (略)

2 市は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。

3 (略)

(資料の提出)

第18条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(区域外下水の放流)

第19条 管理者は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域又は処理区域外の下水を、公共下水道に排除させることができる。

2 (略)

(改善命令)

第20条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、管理規程で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(占用)

第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1)～(7) (略)

2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。

3 (略)

(新設)

(原状回復)

第24条 第23条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、第23条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(手数料)

第25条 市は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(使用料等の督促)

第26条 市長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、規則で定める督促状を発行して督促する。

2～4 (略)

(使用料等の減免)

第27条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第23条の3 第21条の規定による行為の許可及び第23条の規定による占有の許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は貸与してはならない。

(原状回復)

第24条 第23条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、第23条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(手数料)

第25条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(使用料等の督促)

第26条 管理者は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行して督促する。

2～4 (略)

(使用料等の減免)

第27条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減額し、又は免除することができる。

<p>(委任)</p> <p>第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理規程</u>で定める。</p>
---	---

佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の改正案 新旧対照表

(第8条関係)

現 行	改 正 案
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(排水区域の公告)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(排水区域の公告)</p> <p>第3条 <u>管理者</u>は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(負担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 受益者について、特に市長が徴収を猶予することが適当であると認めるとき。

(負担金の減免)

第8条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)～(6) (略)

(受益者の変更)

第9条 第5条の公告の日以降、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの日数については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(負担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 受益者について、特に管理者が徴収を猶予することが適当であると認めるとき。

(負担金の減免)

第8条 (略)

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)～(6) (略)

(受益者の変更)

第9条 第5条の公告の日以降、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第10条 管理者は、納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの日数については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加

<p>算して徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>算して徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理規程</u>で定める。</p>
--	---

佐野市水道事業の設置等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第9条関係)

現 行	改 正 案
<p><u>佐野市水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、佐野市水道事業の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(水道事業の設置)</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、<u>水道事業</u>を設置する。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、佐野市水道事業<u>及び佐野市下水道事業</u>の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(水道事業<u>及び下水道事業</u>の設置)</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、<u>佐野市水道事業</u>（以下「水道事業」という。）を設置する。</p> <p><u>2 都市及び農業集落の健全な発達及び公共用水域の水質の保全に資するため、佐野市下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下「下水道事業」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(地方公営企業法の適用)</u></p> <p><u>第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の</u></p>

(経営の基本)

第3条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、別表に定める区域とする。

3 給水人口は、118,300人とする。

4 1日最大給水量は、53,100立方メートルとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置か

規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 別表に定める区域

(2) 給水人口 118,300人

(3) 1日最大給水量 53,100立方メートル

3 下水道事業の排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域 佐野市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域

イ 排水人口 80,456人

ウ 1日最大処理能力 56,200立方メートル

(2) 農業集落排水事業

ア 排水区域 佐野市農業集落排水処理施設条例(平成17年佐野市条例第179号)第3条に規定する処理区域

イ 排水人口 1,660人

ウ 1日最大処理能力 547立方メートル

(管理者及び組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

ないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第8条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するととも

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第8条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するととも

<p>に、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>に、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>
--	--

佐野市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正案 新旧対照表

(第10条関係)

現 行	改 正 案
<p><u>佐野市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p>	<p><u>佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>水道事業企業職員</u>の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>佐野市水道事業及び佐野市下水道事業に従事する企業職員</u>（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p>
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>佐野市水道事業企業職員</u>で常時勤務を要する者（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>企業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の給与)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の給与)</p>
<p>第16条 <u>佐野市水道事業企業職員</u>で職員以外の者については、職員の給与との</p>	<p>第16条 <u>企業職員</u>で職員以外の者については、職員の給与との権衡を考慮し、</p>

<p>権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>水道管理規程</u>で定める。</p>	<p>予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理規程</u>で定める。</p>
---	--

佐野市水道料金審議会条例の改正案 新旧対照表

(第11条関係)

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>佐野市水道料金審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、佐野市水道事業給水条例（平成17年佐野市条例第219号）に基づく水道料金等の額等の変更に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、<u>佐野市水道料金審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初に行われる審議会は、市長が招集する。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐野市水道料金及び下水道使用料等審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、佐野市水道事業給水条例（平成17年佐野市条例第219号）に基づく水道料金等並びに<u>佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）に基づく下水道使用料及び佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年佐野市条例第203号）に基づく受益者負担金の額等の変更</u>に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、<u>佐野市水道料金及び下水道使用料等審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、<u>委員の委嘱後</u>最初に行われる審議会は、市長が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p>

佐野市水道事業給水条例の改正案 新旧対照表

(第12条関係)

現 行	改 正 案
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 給水区域は、<u>佐野市水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年佐野市条例第216号。以下「設置条例」という。）第3条第2項に定める区域とする。</p> <p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために<u>本市水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 給水区域は、<u>佐野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年佐野市条例第216号。以下「設置条例」という。）第3条第2項に定める区域とする。</p> <p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。ただし、<u>第14条第2項を除く。</u>）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p>